

第156回 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年6月28日（水曜日）
午前10時

場所

福島県福島市栄町5丁目1番
ホテル辰巳屋

（本株主総会より会場を変更しておりますので、
末尾記載のご案内図をご参照のうえ、
お間違いのないようお願いいたします。）

株主総会にご出席いただけない場合

郵送又はインターネット等により議決権を行使
いただきますようお願い申し上げます。

- 郵送及びインターネット等による議決権行使期限
平成29年6月27日（火曜日）午後5時25分まで

目次

- 第156回定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 議決権の行使についてのご案内 …… 3
- 株主総会参考書類 …… 5
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 株式併合の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役8名選任の件
- （添付書類）
- 事業報告 …… 15
- 計算書類 …… 43
- 監査報告 …… 49

(証券コード3110)
平成29年6月7日

株 主 各 位

福島県福島市郷野目字東1番地
日東紡績株式会社
取締役代表執行役社長 辻 裕 一

第156回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第156回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、お繰り合せのうえご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後記3頁の「議決権の行使についてのご案内」をご参照のうえ平成29年6月27日（火曜日）午後5時25分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福島県福島市栄町5丁目1番 ホテル辰巳屋
（本株主総会より会場を変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願いいたします。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第156期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第156期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役8名選任の件

4. インターネットによる開示

(1) 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nittobo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

監査委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の各書類のほか、上記当社ウェブサイトに掲載の連結注記表及び個別注記表を含みます。

(2) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

以上

議決権の行使についてのご案内

1. 当日株主総会へご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、本招集ご通知をご持参ください。

2. 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。

なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限：平成29年6月27日（火曜日）午後5時25分まで

3. インターネットによる議決権行使の場合

（※ 4頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。）

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用になり、画面の案内に従って行使期限までに賛否をご入力ください。

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合には、到着日時を問わず、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回にわたって、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

議決権行使期限：平成29年6月27日（火曜日）午後5時25分まで

4. 議決権電子行使プラットフォームについて（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記インターネットによる方法以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

※インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際し、ご了承いただく事項

(1) インターネットによる議決権行使に関する事項

- ①インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（後記「(2) インターネットによる議決権行使の具体的方法」をご参照ください。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。
- ②インターネットにより議決権を行使される場合は、本招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
- ③今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。次の株主総会の際は、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- ④インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- ⑤インターネットによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用できない場合もございます。また、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけません。

(2) インターネットによる議決権行使の具体的方法

- ①議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>) にアクセスしてください。
- ②同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力し、ログインしてください。
- ③画面の案内に従い、議決権を行使してください。

(3) セキュリティについて

行使された情報の漏えい・改ざんを防止するため、暗号化（SHA-2）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。また、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」は、株主様ご本人を認証する重要なものです。

他人に絶対知られないようご注意ください。

なお、当社より株主様の「パスワード」をお問い合わせすることはございません。

(4) お問い合わせ先について

- ①インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120-768-524（フリーダイヤル）（午前9時～午後5時 土日・祝日を除く）
- ②上記①以外の株式事務に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）（午前9時～午後5時 土日・祝日を除く）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する配当政策を経営の最重要事項の1つとして位置づけ、財務体質強化と将来の安定的成長のための内部留保の充実などを総合的に勘案し、安定的な配当の成長を基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、この方針のもと、1株につき4円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき3円お支払いしておりますので、年間の配当金は、1株につき7円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき4円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は781,728,904円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月29日

第2号議案 株式併合の件

(1) 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。

当社は、株式会社東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行うものであります。

(2) 併合する株式の種類及び割合

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社普通株式について、平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日現在の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。

(3) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

1億2千万株

(5) その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 本株式併合により、株主様をご所有の当社の株式数は併合前の5分の1となりますが、その前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動等の他の要因を除けば、株主様をご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

(1)提案の理由

- ①第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するために、現行定款第9条を変更いたします。
 なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。
- ②執行役の任期に関する記載の見直しのため、現行定款第31条を変更いたします。

(2)変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は<u>6億株</u>とする。</p> <p>第9条（単元株式数） 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第31条（任期） 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は<u>1億2千万株</u>とする。</p> <p>第9条（単元株式数） 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p>第31条（任期） 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第6条及び第9条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>本附則は、平成29年10月1日の経過後、これを削除するものとする。</u></p>

第4号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、新たに取締役8名（うち社外取締役4名）の選任をお願いするものであります。

当社の取締役会は、当社の事業活動について適切に業務執行の監督を行うことができるように、取締役会全体として各事業や経営全般について能力・知見を有する社内出身の取締役と、多様なステークホルダー等の視点からガバナンスの充実等について有益な意見を述べることができる複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本方針としております。

なお、当事業年度における社外取締役の活動状況については、後記の事業報告（34頁）をご参照ください。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
① 再任	辻 裕一 昭和34年10月25日生	昭和58年4月 日本鋼管株式会社（現 ジェイエフイーホールディングス株式会社）に入社 平成23年4月 ジェイエフイーホールディングス株式会社経理部長 平成25年10月 当社に入社 企画本部経理財務部長 平成26年4月 執行役員企画本部経理財務部長 平成26年6月 執行役経営企画部長兼総合リスク管理担当 平成26年11月 執行役経営企画部長兼総合リスク管理担当兼人事部・経営企画部・情報システム部・コンプライアンス統括部・調達統括部・大阪支店・名古屋支店担当 平成27年6月 取締役執行役（現任） 平成28年2月 代表執行役 平成28年6月 代表執行役社長（現任） 担当：指名委員及び報酬委員	8,000株
取締役候補者とした理由： ・辻 裕一氏は、平成26年に執行役に就任し経営企画部、人事部等の本部機能全般を統括しました。平成28年より、代表執行役社長として当社グループ全体を統括し、現在は、当事業年度から4か年の新中期経営計画《Go For Next 100》を推進しており、当社の取締役に相応しい豊富な業務経験及び当社事業に関する広範で深い知識・見識を有しております。なお、同氏は、本議案が承認された場合、本総会終了後の取締役会において、代表執行役社長に再任される予定です。			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
② 再任	にしざかとよし 西坂豊志 昭和33年5月8日生	昭和56年4月 当社に入社 平成15年6月 グラスファイバー事業部門企画・業務部長 平成19年2月 人事部長 平成20年6月 取締役人事部長 平成20年10月 執行役員建材事業部門長 平成22年4月 常務執行役員環境事業部門長 平成23年1月 常務執行役員本社（福島）駐在 平成24年5月 日東紡アライドサービス株式会社代表取締役社長 平成25年4月 当社 常任顧問富久山事業センター長 平成26年6月 取締役（現任） 担当：監査委員	26,000株
<p>取締役候補者とした理由：</p> <p>・西坂豊志氏は、環境事業部門長等を務めたのち、平成25年に富久山事業センター長に就任し同センターを統括しました。現在は、取締役として監査委員を担当しており、当社の取締役に相応しい豊富な業務経験及び当社事業に関する広範で深い知識・見識を有しております。</p>			
③ 再任	ますだよねひろ 増田米博 昭和31年2月9日生	昭和54年4月 当社に入社 平成12年2月 繊維事業部門原糸素材事業部コアスパンテキスタイル営業部長 平成18年12月 繊維事業部門原糸素材事業部長 平成19年5月 繊維事業部門副部門長 平成20年1月 名古屋支店長 平成21年7月 ニットーボーメディカル株式会社監査室長 平成24年6月 当社 秘書室長 平成26年4月 執行役員兼秘書室長 平成26年5月 常務執行役員兼繊維事業部門長 平成26年6月 常務執行役員繊維事業部門長 平成28年6月 取締役（現任） 平成29年4月 常務執行役員監査室、情報システム部、リスクマネジメント統括部、調達統括部、大阪支店、名古屋支店担当（現任）	19,000株
<p>取締役候補者とした理由：</p> <p>・増田米博氏は、秘書室長等を務めたのち、平成26年に常務執行役員兼繊維事業部門長に就任しました。現在は、常務執行役員として監査室、情報システム部、リスクマネジメント統括部、調達統括部、大阪支店、名古屋支店を統括しており、当社の取締役に相応しい豊富な業務経験及び当社事業に関する広範で深い知識・見識を有しております。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
④ 新任	<p style="text-align: center;">の ぎ き ゆ う 野 崎 有 昭和34年11月29日生</p>	<p>昭和58年 4月 当社に入社 平成22年 3月 企画管理本部経理財務部長 平成22年 6月 取締役企画管理本部経理財務部長 平成23年 1月 取締役企画管理本部副部長兼企画総務部長 平成23年 4月 常務取締役企画管理本部副部長兼人事部長 平成25年 6月 パラマウント硝子工業株式会社代表取締役社長 平成27年 6月 株式会社双洋代表取締役社長 平成28年10月 当社 執行役人事部、経理財務部担当 平成29年 4月 常務執行役人事部、経営企画部、コーポレート・コミュニケーション部、経理財務部担当 (現任)</p>	28,000株
<p>取締役候補者とした理由： ・野崎 有氏は、常務取締役として企画管理本部副部長を務めたのち、連結子会社であるパラマウント硝子工業株式会社、株式会社双洋の代表取締役社長を務めました。平成28年に当社執行役に就任し、人事部、経理財務部を担当し、現在は、常務執行役として人事部、経営企画部、コーポレート・コミュニケーション部、経理財務部を統括しており、当社の取締役に相応しい豊富な業務経験及び当社事業に関する広範で深い知識・見識を有しております。</p>			
⑤ 再任	<p>社外取締役候補者 独立役員</p> <p style="text-align: center;">は ま く に ひ き 瀧 邦 久 昭和9年12月2日生</p> <p>社外取締役在任期間9年 (本総会終結時)</p> <p>取締役会等出席状況 (平成28年度)</p> <p>取締役会 12/12回 指名委員会 3/3回 報酬委員会 5/5回</p>	<p>昭和34年 4月 検事任官 平成 3年12月 法務省刑事局長 平成 5年12月 法務事務次官 平成 8年 1月 東京高等検察庁検事長 平成 9年12月 退官 弁護士登録 平成10年 6月 株式会社ミロク情報サービス社外監査役 平成13年 6月 株式会社よみうりランド社外監査役(現任) 平成20年 6月 有機合成薬品工業株式会社社外監査役 平成20年 6月 当社 社外取締役(現任) 平成25年 8月 株式会社バロックジャパンリミテッド社外監査役 平成28年 4月 株式会社バロックジャパンリミテッド社外取締役 (現任) 平成28年 6月 塩水港精糖株式会社社外取締役(現任)</p> <p>担当：指名委員会委員長及び報酬委員</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由： ・瀧 邦久氏は、法律の専門家及び19年におよぶ他企業での社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対する的確な助言・監督をしていただける等、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため候補者となりました。 ・同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、前述の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるかと判断いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 生年月日	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
⑥ 再任	<p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <p>こ う だ た だ つ な 香 田 忠 維 昭和19年12月24日生</p> <p>社外取締役在任期間4年 (本総会終結時)</p> <p>取 締 役 会 等 出 席 状 況 (平成28年度)</p> <p>取 締 役 会 12/12回 指 名 委 員 会 3 / 3 回 報 酬 委 員 会 5 / 5 回 監 査 委 員 会 9 / 9 回</p>	<p>昭和42年4月 通商産業省(現 経済産業省) 入省</p> <p>平成6年7月 通商産業大臣官房審議官</p> <p>平成7年10月 オマーン国駐 節特命全権大使</p> <p>平成10年7月 電源開発株式会社取締役</p> <p>平成13年6月 石油資源開発株式会社常務取締役</p> <p>平成18年10月 石油資源開発株式会社専務取締役</p> <p>平成21年6月 石油資源開発株式会社代表取締役副社長</p> <p>平成23年6月 株式会社大林組社外監査役</p> <p>平成25年6月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>平成26年6月 一般財団法人中東協力センター顧問</p> <p>平成27年6月 一般財団法人中東協力センター相談役 (現任)</p> <p>担当：報酬委員会委員長、指名委員及び監査委員</p>	0株
	<p>社外取締役候補者とした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香田忠維氏は、長年経済産業行政、経済外交及び企業経営に携わった豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対して的確な助言・監督をしていただける等、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため候補者といたしました。 ・同氏が平成22年6月に代表取締役副社長を退任した石油資源開発株式会社とその持分法適用会社とは各地域の販売会社を通じて天然ガス等の購入取引がありますが、石油資源開発株式会社の直前事業年度の連結売上高に占める割合は0.87%と僅少であります。また、当社に対する石油資源開発株式会社が保有する議決権の比率は、1.7%と僅少であります。 ・同氏は、石油資源開発株式会社代表取締役副社長を平成22年6月に退任した後、同社の業務執行には従事しておらず、また、同氏が同社代表取締役副社長を退任後7年を経過していることから、独立性に影響を及ぼすものではなく、当社の一般株主と利益相反が生ずる恐れはないと判断しております。 		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
⑦ 再任	<p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <p>かみばやし ひろし 上林 博 昭和20年11月23日生</p> <p>社外取締役在任期間3年 (本総会終結時)</p> <p>取締役会等出席状況 (平成28年度) 取締役会 12/12回 指名委員会 3/3回</p>	<p>昭和47年4月 検事任官</p> <p>昭和58年12月 法務大臣秘書官</p> <p>昭和60年2月 法務省刑事局付検事</p> <p>昭和61年9月 弁護士登録</p> <p>昭和63年1月 上林・野口法律事務所(現 上林法律事務所)開設 代表(現任)</p> <p>平成15年9月 株式会社ファーストエスコ社外監査役</p> <p>平成26年6月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>担当: 指名委員</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上林 博氏は、法律の専門家及び他企業での社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対する的確な助言・監督をしていただける等、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため候補者といたしました。 ・同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、前述の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。 			
⑧ 再任	<p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <p>おうち まさみち 尾内 正道 昭和17年6月15日生</p> <p>社外取締役在任期間2年 (本総会終結時)</p> <p>取締役会等出席状況 (平成28年度) 取締役会 12/12回 監査委員会 9/9回</p>	<p>昭和50年9月 公認会計士登録</p> <p>昭和52年6月 税理士登録</p> <p>昭和58年8月 株式会社三菱総合研究所客員研究員</p> <p>平成19年6月 日本公認会計士協会東京会会長</p> <p>平成19年7月 日本公認会計士協会副会長</p> <p>平成22年7月 日本公認会計士協会監事</p> <p>平成25年6月 月島機械株式会社社外監査役(現任)</p> <p>平成27年1月 税理士法人エムオーパートナーズ開設 代表社員(現任)</p> <p>平成27年6月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>担当: 監査委員会委員長</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾内正道氏は、財務及び会計に関する専門家並びに他企業での社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対する的確な助言・監督をしていただける等、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため候補者といたしました。 ・同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、前述の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。 			

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 瀨 邦久氏、香田忠維氏、上林 博氏及び尾内正道氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、現在、瀨 邦久氏、香田忠維氏、上林 博氏及び尾内正道氏との間で、当社定款第26条の規定に基づき会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、当契約を継続する予定です。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、瀨 邦久氏、香田忠維氏、上林 博氏及び尾内正道氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
- 本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き独立役員となる予定です。
- なお、社外取締役候補者の各氏は、当社の定める社外取締役の独立性基準を満たしております。
5. 本総会終了後の取締役会における決議を経て、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の各委員及び委員長を以下のとおり選任する予定です。
- なお、各委員会は、いずれも社外取締役が過半数を占める構成としております。

氏名	地位	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
辻 裕一	取締役代表執行役社長	○	○	
西坂 豊志	取締役			○
増田 米博	取締役常務執行役			
野崎 有	取締役常務執行役			
瀨 邦久	取締役(社外)、独立役員	◎	○	
香田 忠維	取締役(社外)、独立役員	○	◎	○
上林 博	取締役(社外)、独立役員	○	○	○
尾内 正道	取締役(社外)、独立役員			◎

(注) ◎印は委員長、○印は委員を示しております。

【ご参考】

当社社外取締役の独立性基準

当社の社外取締役が以下のいずれにも該当していない場合、当該社外取締役は独立性を有している、としております。

1. 当社又は当社子会社を主要な取引先とする者、又はその業務執行者
2. 当社又は当社子会社の主要な取引先である者、又はその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
4. 最近1年間において、1から3までのいずれかに該当していた者
5. 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに掲げる者（重要でないものを除く。）の二親等内の親族
 - (ア) 1から4までに掲げる者
 - (イ) 当社の子会社の業務執行者
 - (ウ) 最近1年間において(イ)又は当社の業務執行者に該当していた者

以 上

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、力強さに欠けるものの個人消費や設備投資は緩やかに持ち直しの兆しがみられる状況でした。しかし、前連結会計年度と比較して円高が進行し、また世界経済でも、中国経済の減速や英国のEU離脱問題の影響等、先行き不透明な状況が続きました。

このような環境の下、当社グループは、高付加価値品へのシフト、生産性向上や原価低減、並びに財務基盤の安定化に注力しました。

この結果、連結売上高は833億24百万円（前年同期比3.3%減）、連結営業利益は111億48百万円（前年同期比2.3%増）、連結経常利益は113億96百万円（前年同期比3.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は74億79百万円（前年同期比33.6%増）となりました。

次に当社グループのセグメント別に概況を申し上げます。

[繊維事業]

主力の芯地販売が日本国内、中国国内及び中国からの輸出向けで低迷しました。一方、原糸及び「日東紡のふきん」等の二次製品販売は好調に推移し、インターネット販売を開始する等、販路拡大に向けた取り組みを強化し、収益性の改善に努めました。

この結果、当事業は売上高49億50百万円と前年同期比11.1%の減収となり、営業損失は3億66百万円（前年同期比1億16百万円改善）となりました。

グラスファイバー事業部門に属する原織材事業、機能材事業、設備材事業では、円高基調の厳しい環境下において、高付加価値品へのシフトを加速させ、営業活動の強化及び原価低減に取り組むことにより収益性の向上に努めました。グラスファイバー事業部門に属する各事業の具体的な取り組みは以下のとおりです。

[原織材事業]

スマートフォン・タブレット端末向けの当社高付加価値品の一時的な需要鈍化及び円高進行による国内市場における輸入品との競争激化により、強化プラスチック用途の複合材の販売が低迷しました。これに対し、ガラスヤーン等の高付加価値品の生産能力増強や生産効率化、燃料コスト改善等を図りました。

この結果、当事業は売上高244億47百万円と前年同期比8.8%の減収となりましたが、営業利益は、52億20百万円と前年同期比8.7%の増益となりました。

[機能材事業]

円高基調の厳しい環境の下、高機能サーバーや基地局向け等の電子材料用途の需要に対応し、高付加価値品へのシフトをさらに推進しました。

この結果、当事業は売上高180億26百万円と前年同期比1.3%の増収となりましたが、営業利益は28億32百万円と前年同期比4.3%の減益となりました。

[設備材事業]

設備・土木用途向けのガラスクロスの販売が伸び悩みましたが、住宅向け断熱材の堅調な需要に対応することで、シェア拡大や新規顧客獲得に努めました。また、生産性向上や原価低減を推進し、収益性の向上に努めました。

この結果、当事業は売上高217億8百万円と前年同期比0.6%の減収となりましたが、営業利益は19億29百万円と前年同期比6.0%の増益となりました。

[環境・ヘルス事業]

円高基調の厳しい環境の下、免疫系診断薬を中心に国内、海外向けの販売に注力するとともに、原価低減に努めました。スペシャリティケミカル分野で海外向け新規案件を受注し、また飲料分野での多品種小ロットの需要に幅広く対応しました。

この結果、当事業は売上高124億47百万円と前年同期比0.5%の増収となり、営業利益は28億13百万円と前年同期比5.6%の増益となりました。

その他の事業は、不動産・サービス事業等の収益確保に取り組みました。

(2) 対処すべき課題

①長期ビジョン及び中期経営計画

当社は、6年後の平成35年4月1日に創立100周年を迎えますが、当社グループが次の100年も持続的な成長を目指すために、101年目である平成35年度をターゲットとする目指すべき企業像『長期ビジョン101』と、平成32年度までの4年間を対象とした『日東紡グループ中期経営計画《Go For Next 100》』を策定し、本年4月からその実現に向けて実行に移しております。

また、これらの経営目標の実現にあたっては、以下3つの基本方針の下、事業運営を進めてまいります。

- ①社内外に風通しの良い日東紡グループを目指す。
- ②研究・技術開発なくして日東紡の発展はありえない。
- ③コーポレートガバナンスの構築と不断の見直しを行う。

【目指すべき企業像 『長期ビジョン101』】

「顧客と技術を基軸とした、特色ある事業・商品群を持ち、創業の地・福島から、そして日本から世界へイノベーション（革新）を発信し続ける企業」を目指します。

<各事業の目指すべき姿>

【繊維事業】

商品の高付加価値化を推進し、繊維技術の産業資材分野への応用を進め、小さくてもしっかり稼げる事業にする。

【グラスファイバー事業】

市場環境が大きく変化する中で、顧客に高付加価値商品を安定的に供給し、ガラス繊維業界のリーダーとしての地位を確固たるものにする。

【環境・ヘルス事業】

体外診断薬事業、スペシャリティケミカルス事業、飲料事業のそれぞれで強みを活かした成長を図り、日東紡グループの「第二の柱」とする。

○数値目標

	平成28年度	平成35年度
売上高	833	1,500
営業利益	111	150
経常利益	114	150
親会社株主に帰属する 当期純利益	75	100
R O E (%)	9.8%	10.0%以上
有利子負債 (N E T)	91	実質ゼロ
自己資本比率	55.2%	70.0%
格付 (株式会社格付投資情報センター)	B B B +	A

【日東紡グループ中期経営計画《Go For Next 100》】

平成29年度から平成32年度の4年間で、平成35年度『長期ビジョン101』の実現に向けて、現在の収益性を持続できる基盤を確立したうえで、将来の成長のチャンスを捉える重要な第一ステップと位置付けます。

○テーマ

《Go For Next 100》～変革と創造への挑戦～（平成29年～平成32年）

○重点施策

- 〈営業戦略〉 高付加価値戦略推進
- 〈生産体制〉 高付加価値品の生産能力強化、コスト競争力強化、生産性向上
- 〈研究開発〉 次世代・次々世代の高付加価値追求
- 〈環境対策〉 環境負荷低減目標の設定
- 〈経営基盤〉 健全な経営基盤の構築

○数値目標

	平成28年度	平成32年度
売上高	833	1,000
営業利益	111	120
経常利益	114	120
親会社株主に帰属する 当期純利益	75	80
R O E (%)	9.8%	8.0%以上
有利子負債 (N E T)	91	100以下
自己資本比率	55.2%	60.0%以上
E B I T D A	153	200
研究費売上比率	1.7%	2.0%以上
設備投資 (4年間累計)	163	550

(単位：億円)



【日東紡宣言】

当社グループは、平成18年に全社員の行動指針として『日東紡宣言』を作成いたしました。

年々環境の変化が速くなる中、この『日東紡宣言』については次の100年においても変わらないものと考えます。

当社創立100周年に向け、また次に続く100年においても、『日東紡宣言』を実践し、社会から信頼される日東紡グループを目指します。また、当社グループが持続的な成長を果たすことにより、福島の復興に貢献いたします。

(ご参考)

日東紡宣言

- 日東紡グループは社会の「ベストパートナー」を目指します。(日東紡BP宣言)
- 私たちは、お客様の求めるものを絶えず追究し、お客様に「安心と信頼」を誠実にお届けすることを喜びとします。また、企業活動を通じ株主・投資家・行政・地域社会等すべてのステークホルダー（社会）と共に喜びを分かち合うことを大切にします。
- 私たちは自立した一人ひとりの社員の可能性を尊び、自由闊達にアイデアを出し合いながらチームワークにより力を発揮する企業集団を目指します。
- 私たち企業グループは社員の成長が会社の成長であることを信じ、社員に成長と自己実現の機会を提供します。社員はまず第一に良き市民であり、深く考え、広く見渡し、果敢に行動します。そして粘り強くやり遂げます。

< 深く 広く 強く そして温かく >

②コーポレートガバナンスについて

当社は、平成26年に監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行し、監督と執行の分離を一段と明確にし、取締役会による経営の監督機能の強化と透明性の向上、執行役によるスピード感を持った事業の執行・経営の機動性確保を目指すなど、日東紡グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンスの構築と不
断の見直しを行っております。

当事業年度における主な取り組みは以下のとおりです。

- 1) 取締役会における審議の更なる活性化を図るため、取締役会付議議案等への理解を深める場として「取締役会事前報告会」を設け、当事業年度においては10回開催いたしました。当報告会においては、毎回2時間程度をかけて取締役会付議案件の他、経営の監督に必要と思われる案件について適時適切に説明・意見交換がなされており、議案等の背景について本質的な理解を深め、取締役会の効率的な運営に寄与しております。
- 2) 監査委員会の職務執行をより円滑にするために、監査委員会の職務を補助する組織として従来の「監査室」から事務局を独立させ平成28年4月1日付で「監査委員会事務局」を設置いたしました。
- 3) 当社はこれまで、取締役会制定の内規に基づき、社長・会長並びに役員（取締役・役付執行役）が退任した後に、一定期間、相談役及び特別顧問の職を委嘱しておりましたが、今後一層の効率的かつ効果的なマネジメント体制を構築するため、当事業年度末後の平成29年6月末をもって「相談役及び特別顧問制度」を廃止することといたしました。
- 4) 当社は、社外への情報発信の充実を目的に、当事業年度末後平成29年4月1日付で「コーポレート・コミュニケーション部」を設置いたしました。より一層の透明性・公平性を確保し、分かりやすく、かつ有用性の高い情報発信を行い、株主の皆様との建設的な対話の促進につなげてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

設備投資額は、ガラス溶融炉の修繕が集中した前連結会計年度と比較すると23億78百万円減少し、20億43百万円となりました。

当連結会計年度に実施した設備投資の主な内容は、原織材事業における高付加価値品への転換促進であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中には増資あるいは社債発行等の資金調達は行っておりません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

項 目	第153期 (平成25年度)	第154期 (平成26年度)	第155期 (平成27年度)	第156期 (当連結会計年度) (平成28年度)
売上高(百万円)	85,104	90,223	86,199	83,324
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,858	4,588	5,598	7,479
1株当たり当期純利益(円)	19.36	23.03	28.10	37.71
総 資 産(百万円)	136,294	145,995	142,755	140,182
純 資 産(百万円)	63,371	73,228	75,455	78,281

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年3月31日現在）

①親会社の状況

当社は親会社を有しておりません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社日東紡 インターライニング	百万円 75	% 100	繊維事業 (芯地製品の販売)
ニッポー新潟 株式会社	50	100	繊維事業 (コアスパン糸の製造及び販売)
日東紡(中国) 有限公司	百万RMB 141	100	繊維事業 (繊維製品の加工、芯地製品の製造及び販売)
富士ファイバーグラス 株式会社	1,500	100	原織材事業 (グラスファイバー原織製品の製造及び販売)
日東グラスファイバー 工業株式会社	80	100	原織材事業 (グラスファイバー原織製品の製造及び販売)
NITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd.	百万NT\$ 387	100	原織材事業 (グラスファイバー原織製品の製造及び販売)
株式会社双洋	30	60	機能材事業 (グラスファイバー製品等の販売)
日東紡澳門玻織紡織 有限公司	百万MOP 84	※100	機能材事業 (グラスファイバー製品の製造及び販売)
パラマウント硝子 工業株式会社	450	100	設備材事業 (グラスウール製品の製造及び販売)
株式会社日東紡テクノ	90	100	設備材事業 (機械設備の設計・製作及び販売、建築・土木工事の設計・施工監理及び請負)
日東グラステックス 株式会社	40	100	設備材事業 (グラスファイバー製品の製造及び販売)
ニッポーメディカル 株式会社	300	100	環境・ヘルス事業 (体外診断用医薬品、スペシャリティケミカル製品の製造及び販売)
ニッポービバレッジ 株式会社	80	100	環境・ヘルス事業 (清涼飲料水の製造及び販売)
日東紡エコロジー 株式会社	30	100	環境・ヘルス事業 (環境改善管理、不動産の管理)
Nittobo America Inc.	百万US\$ 5	100	環境・ヘルス事業 (抗血清の製造及び販売)

(注) ※印は、子会社保有の株式を含んでおります。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業	主要製品等
繊維事業	繊維製品(コアスパン糸、ストレッチ製品、芯地製品、二次製品等)の製造及び販売
原織材事業	グラスファイバー原織製品（ヤーン、ロービング、チョップドストランド等）の製造及び販売
機能材事業	グラスファイバー機能製品（ガラスクロス等）の製造及び販売
設備材事業	産業資材用途グラスファイバー製品の製造及び販売 グラスウール製品（断熱材用途）の製造及び販売
環境・ヘルス事業	体外診断用医薬品の製造及び販売 スペシャリティケミカル製品の製造及び販売 清涼飲料水の製造及び販売
その他の事業	ロックウール製品の販売、農産品の生産及び販売 不動産事業及びスポーツ施設の管理・運営等

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

会 社 名	営業所及び工場	所 在 地
当 社	営業所 東京本部 大阪支店 名古屋支店	東京都 大阪府 愛知県
	工 場 伊丹生産センター 新潟事業センター 福島工場 富久山事業センター 泊事業センター 千葉事業センター	兵庫県 新潟県 福島県 福島県 富山県 千葉県
株式会社日東紡インターライニング	営業所	東京都他
ニットーポー新潟株式会社	営業所 工 場	大阪府 新潟県
日 東 紡 （ 中 国 ） 有 限 公 司	営業所 工 場	中国上海市他 中国江蘇省
富士ファイバークラス株式会社	工 場	栃木県
日東グラスファイバー工業株式会社	工 場	福島県
NITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd.	工 場	台湾嘉義縣
株 式 会 社 双 洋	営業所	東京都他
日東紡澳門玻織紡織有限公司	工 場	中国マカオ
パラマウント硝子工業株式会社	営業所 工 場	東京都他 福島県・三重県・北海道
株 式 会 社 日 東 紡 テ ク ノ	営業所 工 場	福島県
日東グラステックス株式会社	工 場	群馬県
ニットーポーメディカル株式会社	営業所 工 場	東京都他 福島県
ニットービバレッジ株式会社	営業所 工 場	東京都 富山県
日東紡エコロジー株式会社	営業所	東京都
Nittobo America Inc.	営業所 工 場	米国カリフォルニア州・アイオワ州

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(9) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

使用人の数	前期末比増減
2,403名	60名減

(注) 1. 使用人兼務の執行役の員数は含まれておりません。

2. 使用人の数には、当社グループからグループ外への出向者は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	7,511
三井住友信託銀行株式会社	3,677
株式会社東邦銀行	3,040
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,877
株式会社三井住友銀行	1,766
日本生命保険相互会社	1,606

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 199,677,560株 (自己株式4,245,334株を含む)
- (3) 株 主 数 11,437名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,339	6.31
住 友 不 動 産 株 式 会 社	11,917	6.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10,242	5.24
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	8,073	4.13
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	6,580	3.37
株 式 会 社 T S I ホ ー ル デ ィ ン グ ス	6,220	3.18
ユ ニ ゾ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	5,567	2.85
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	5,412	2.77
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,000	2.56
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社	4,986	2.55

- (注) 1. 千株未満は、切捨て表示しております。
2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

4. 平成28年12月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱東京UFJ銀行並びにその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が平成28年11月28日現在で以下のとおり当社株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を除き、当社としては当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないことから前記大株主の状況には含めておりません。

名 称	所有持株数	持株比率
	千株	%
株式会社三菱東京UFJ銀行	500	0.25
三菱UFJ信託銀行株式会社	11,485	5.75
三菱UFJ国際投信株式会社	446	0.22
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	218	0.11
計	12,649	6.34

5. 平成28年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行並びにその共同保有者であるみずほ証券株式会社及びアセットマネジメントOne株式会社が平成28年11月30日現在で以下のとおり当社株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社みずほ銀行及びみずほ証券株式会社を除き、当社としては当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないことから前記大株主の状況には含めておりません。

名 称	所有持株数	持株比率
	千株	%
株式会社みずほ銀行	5,000	2.50
みずほ証券株式会社	315	0.16
アセットマネジメントOne株式会社	5,078	2.54
計	10,393	5.20

6. 平成29年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、EFFISSIMO CAPITAL MANAGEMENT PTE LTDが平成29年3月31日現在で以下のとおり当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないことから前記大株主の状況には含めておりません。

名 称	所有持株数	持株比率
	千株	%
EFFISSIMO CAPITAL MANAGEMENT PTE LTD	10,517	5.27
計	10,517	5.27

なお、当事業年度末後の平成29年4月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、EFFISSIMO CAPITAL MANAGEMENT PTE LTDが平成29年4月14日現在で以下のとおり当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては同日時点における実質所有株式数の確認が取れておりません。

名 称	所有持株数	持株比率
	千株	%
EFFISSIMO CAPITAL MANAGEMENT PTE LTD	10,233	5.12
計	10,233	5.12

(5) その他株式に関する重要な事項

①平成28年11月2日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類	普通株式
消却した株式の総数	48,000,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合19.38%)
消 却 日	平成28年11月18日

②平成28年11月2日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり自己株式の取得を実施しております。

取得株式の種類	普通株式
取得株式数	3,745,000株（平成29年3月31日現在）
取得期間	平成28年11月4日から平成29年5月31日まで

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等（平成29年3月31日現在）

取締役

地 位	氏 名	担当（委員会）	重要な兼職の状況
取 締 役	辻 裕 一	指 名 委 員 員 報 酬 委 員 員	
取 締 役	西 坂 豊 志	監 査 委 員 員	
取 締 役	増 田 米 博		
取締役相談役	南 園 克 己		
社外取締役	濱 邦 久	指名委員会委員長 報 酬 委 員 員	株式会社よみうりランド 社外監査役 株式会社バロックジャパンリミテッド 社外取締役 塩水港精糖株式会社 社外取締役
社外取締役	香 田 忠 維	報酬委員会委員長 指 名 委 員 員 監 査 委 員 員	一般財団法人中東協力センター 相談役
社外取締役	上 林 博	指 名 委 員 員	上林法律事務所 代表
社外取締役	尾 内 正 道	監査委員会委員長	月島機械株式会社 社外監査役 税理士法人エムオーパートナーズ 代表社員

- (注) 1. 当社は、執行役等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の調査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、常勤の監査委員を置いております。
2. 監査委員会委員長である尾内正道氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、社外取締役4名全員を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

執行役

役 位	氏 名	主な担当
代表執行役社長	辻 裕 一※	
専務執行役	戸 田 数 久	繊維事業部門、グラスファイバー事業部門、環境・ヘルス事業部門 管掌 兼 グラスファイバー事業部門長
常務執行役	増 田 米 博※	繊維事業部門長
執行 役	野 崎 有	人事部、経理財務部担当
執行 役	竹 内 実	総合研究所長 兼 スペシャルティケミカルズ研究開発センター長
執行 役	木 村 和 博	総合研究所副所長 兼 コーポレート研究センター長
執行 役	日 山 克 彦	リスクマネジメント統括部、情報システム部、調達統括部、大阪支店、 名古屋支店担当
執行 役	前 山 茂	日東グラスファイバー工業株式会社代表取締役社長
執行 役	今 野 敏 裕	グラスファイバー事業部門技術本部長
執行 役	宇津木 和 之	グラスファイバー事業部門副部門長 兼 マーケティング本部長 兼 営業第一部長
執行 役	五十嵐 和 彦	グラスファイバー事業部門副部門長 兼 生産本部長 兼 福島工場長
執行 役	谷 川 治 仁	環境・ヘルス事業部門長

(注) 1. ※印は、取締役を兼務する執行役であります。

- 平成28年6月28日開催の第155回定時株主総会后、最初に招集された取締役会において辻 裕一、戸田数久、増田米博、木村和博、日山克彦、前山 茂、今野敏裕、宇津木和之、五十嵐和彦及び谷川治仁の各氏が執行役に選任され、就任いたしました。
- 平成28年10月1日付で、野崎 有氏は、執行役 人事部、経理財務部担当に就任いたしました。
- 平成29年1月1日付で、竹内 実氏は、執行役 総合研究所長 兼 スペシャルティケミカルズ研究開発センター長に就任いたしました。

5. 当事業年度中における執行役の役位及び主な担当について次のとおり異動がありました。

氏名	異動前の役位及び主な担当	異動後の役位及び主な担当	異動年月日
戸田 数久	専務執行役 グラスファイバー事業部門長	専務執行役 繊維事業部門、グラスファイバー事業部門、環境・ヘルス事業部門管掌 兼 グラスファイバー事業部門長	平成28年 10月1日
日山 克彦	執行役 総合リスク管理担当、情報システム部・コンプライアンス統括部・調達統括部・大阪支店・名古屋支店担当	執行役 リスクマネジメント統括部、情報システム部、調達統括部、大阪支店、名古屋支店担当	平成28年 10月1日
木村 和博	執行役 繊維事業部門副部門長	執行役 特命事項担当	平成28年 10月1日
	執行役 特命事項担当	執行役 総合研究所副所長 兼 コーポレート研究センター長	平成29年 1月1日
宇津木 和之	執行役 グラスファイバー事業部門副部門長 兼 マーケティング本部長	執行役 グラスファイバー事業部門副部門長 兼 マーケティング本部長 兼 営業第一部長	平成28年 12月1日

6. 当事業年度末日後の平成29年4月1日付で執行役の役位及び主な担当について次のとおり異動がありました。

氏名	異動前の役位及び主な担当	異動後の役位及び主な担当
増田 米博	常務執行役 繊維事業部門長	常務執行役 監査室、情報システム部、リスクマネジメント統括部、調達統括部、大阪支店、名古屋支店担当
野崎 有	執行役 人事部、経理財務部担当	常務執行役 人事部、経営企画部、コーポレート・コミュニケーション部、経理財務部担当
竹内 実	執行役 総合研究所長 兼 スペシャルティケミカル研究開発センター長	常務執行役 総合研究所長 兼 スペシャルティケミカル研究開発センター長
前山 茂	執行役 日東グラスファイバー工業株式会社代表取締役社長	常務執行役 日東グラスファイバー工業株式会社代表取締役社長 兼 富久山事業センター担当 兼 富久山地区再開発担当 兼 グラスファイバー事業部門技術本部長

7. 当事業年度末日後の平成29年4月1日付で、日山克彦氏（執行役 リスクマネジメント統括部、情報システム部、調達統括部、大阪支店、名古屋支店担当）及び今野敏裕氏（執行役 グラスファイバー事業部門技術本部長）は、辞任により退任いたしました。

8. 当事業年度末日後の平成29年4月1日付で、多田弘行氏が、執行役 繊維事業部門長に就任いたしました。

9. 当事業年度末日後の平成29年4月11日付で執行役の役位及び主な担当について次のとおり異動がありました。

氏名	異動前の役位及び主な担当	異動後の役位及び主な担当
戸田 数久	専務執行役 繊維事業部門、グラスファイバー事業部門、環境・ヘルス事業部門管掌 兼 グラスファイバー事業部門長	専務執行役 繊維事業部門、グラスファイバー事業部門、メディカル事業部門、環境・ヘルス事業部門管掌 兼 メディカル事業部門長
五十嵐 和彦	執行役 グラスファイバー事業部門副部門長 兼 生産本部長 兼 福島工場長	執行役 グラスファイバー事業部門長 兼 生産本部長
谷川 治仁	執行役 環境・ヘルス事業部門長	執行役 環境・ヘルス事業部門長 兼 メディカル事業部門副部門長

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(2) 取締役及び執行役の報酬等の額

区 分	支給人数	支 給 額
取 締 役	9 名	223 百万円
執 行 役	12	162
合 計 (うち社外取締役)	21 (4)	385 (96)

(注) 1. 上記表中の支給人員につきましては、平成28年6月28日開催の第155回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 執行役の支給額には、使用人兼務の執行役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針

①方針の決定の方法

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、社外取締役が過半数を占め、社外取締役を委員長とする報酬委員会において、取締役及び執行役の個人別の報酬の決定に関する方針を決定しております。

②方針の概要

- ・取締役の報酬については、取締役の職務の内容及び当社グループの状況等を勘案し、相当と思われる額を決定しております。
- ・執行役の報酬については、当社グループの企業価値増大に資する目的で、執行役の職務の内容、業績及び経営環境等を考慮のうえ決定しております。

(4) 社外取締役に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役の重要な兼職につきましては、前記29頁「(1) 取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりです。

社外取締役4名の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

②責任限定契約の内容の概要

当社は定款第26条により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

③当事業年度における主な活動状況

社外取締役4名は、当事業年度に開催されたすべての取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会に出席しています。また、取締役会への出席にあたっては、取締役会に先立って開催される取締役会事前報告会に出席しております。

加えて、隔月で社外取締役だけで行われる定例会を開催し、情報収集・交換に努めるとともに、各事業部門からのヒアリング、事業所往査（6回）等の活動を通じ独立役員としての監督業務を適切に行っております。

氏名	在任期間中の出席状況	主な活動状況
濱 邦久	取締役会 12/12回 指名委員会 3/3回 報酬委員会 5/5回	法律の専門家及び19年におよぶ他企業での社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
香田 忠維	取締役会 12/12回 指名委員会 3/3回 報酬委員会 5/5回 監査委員会 9/9回	長年経済産業行政、経済外交及び企業経営に携わった豊富な経験と高い見識に基づき、適宜意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
上林 博	取締役会 12/12回 指名委員会 3/3回	法律の専門家及び他企業での社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
尾内 正道	取締役会 12/12回 監査委員会 9/9回	財務及び会計に関する専門家並びに他企業での社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。

④主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

⑤当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬の額	52百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち日東紡(中国)有限公司、NITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd. 及び日東紡澳門玻纖紡織有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第4項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

会社法第362条第4項第6号等に定める株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において基本方針を決議し、その後、平成26年6月26日の監査役会設置会社から指名委員会等設置会社への移行に伴い、同日開催の取締役会において、会社法第416条第1項及び第2項に基づく決議をしております。

また、平成27年3月24日開催の取締役会において、改正会社法等の対応として、当社子会社を含む企業集団としての内部統制システムに関して追加の決議をしております。

さらに、平成28年3月29日開催の取締役会において、監査委員会の職務を補助する組織を監査室から監査委員会事務局（新設）にすることとしたのに伴い、内部統制システムに関して追加の決議を行い、下記の基本方針としております。

I. 内部統制システム構築の基本方針

(1) 監査委員会の職務の執行のため必要な事項

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

1) 監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を置き、監査委員会の事務局とする。

② 上記①の取締役及び使用人の執行役からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1) 監査委員会事務局の使用人の任命、評価、異動、懲戒は、監査委員会の同意を得る。

③ 取締役、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

1) 取締役、執行役及び使用人は、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）に係る職務の執行に関し、重大な法令、定款違反及び不正行為の事実、又は著しい損害を及ぼす事実を知ったとき、監査委員会に報告しなければならない。

2) 監査委員は、当社グループの経営方針及び経営戦略等に係る重要事項が審議される会議等に参加し、意見を述べるができることとする。

- 3) 代表執行役社長と監査委員会は、定期的な意見交換の場を持つこととする。
 - 4) 監査委員会は、取締役、執行役、使用人に加え、子会社の役職員その他これらの者から報告を受けた者からも直接、業務執行状況について報告を受けることができることとする。なお、監査委員会へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由とした不利益な取り扱いはできないこととする。
- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査室は、代表執行役社長の承認を得た年度監査計画を監査委員会に提出し、内部監査を実施する。また、内部監査の結果を代表執行役社長に報告するとともに監査委員会にも報告を行う。なお、監査委員会からの特別な調査要請があった場合は、これに全面的に協力することとする。
 - 2) 監査委員会は、監査室と共に会計監査人と密接な連携を保ち、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けることができることとする。
 - 3) 監査委員の職務の執行のための必要費用（前第 2)号に定める助言を受けるための費用を含む）は、前払いを含む方法により、当社の負担にて支払うこととする。
- (2) 当社グループの業務の適正を確保するため必要な事項
- ① 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 1) 執行役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき適切な保存・管理等を行う。
- ② 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 1) 「子会社稟議規程」に定める子会社の経営に関する事項の当社による決裁手続き等を通じた管理、会議等による情報・戦略の共有、人事交流等により、適時、子会社の経営状況を把握した上で、当社グループ全体を適正に運営管理していくこととする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 「リスク管理規程」に定める基本方針及び管理体制に基づき、当社グループの事業を取巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスクの未然防止を図る。
 - 2) 当社グループにおいて不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に従い対応し、損害の最小化を図る。
- ④ 執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 執行会議を当社グループの経営全般に係る重要な事項並びに取締役会での決議事項以外の事項に関する審議機関と位置づけ、原則、毎週開催する。
 - 2) 「職務権限規程」「業務分掌規程」により、責任と権限を明確にし、効率的な職務の執行を図る。
 - 3) 中期経営計画を策定し、当社グループ全体の方向性を明確にし、当社グループ全体及び事業部門毎の施策・目標値を年度予算として定め、それに基づいた業績管理を行う。

- ⑤ 執行役、使用人及び子会社の役職員（以下、「グループ役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 代表執行役社長は、当社グループの「経営理念」、社会から信頼される企業であるための共通の価値観である「日東紡宣言」及び行動指針である「日東紡行動綱領」「行動規準」について、率先垂範とグループ役職員への周知徹底を図る。
 - 2) 執行役及び使用人は、「日東紡宣言」の浸透と実践により、コンプライアンスの基本となる健全な企業風土を醸成する。
 - 3) 執行役及び使用人は、「日東紡行動綱領」「行動規準」に基づき、法令、定款及び社内規程等を遵守することとし、その実効性を高めるため、コンプライアンス担当部署等により、コンプライアンス意識の向上を図る。
 - 4) 内部通報制度の「企業倫理ヘルプライン」により、法令違反等の未然防止やその早期発見と適切な対応を行う。
 - 5) リスクマネジメント統括部担当執行役は、当社グループの内部統制システムの整備状況を踏まえて、現状と基本方針との整合性を取るため内容の見直しを定期的に行う。見直しの結果は代表執行役社長に報告し、代表執行役社長が取締役会に報告の上、基本方針の見直しが必要な場合は取締役会で決議する。
 - 6) 監査委員会は、業務監査及びコンプライアンス監査等の結果を適宜、取締役会で報告する。
- ⑥ その他当社グループの業務の適正を確保するための体制
- 1) 「日東紡宣言」「日東紡行動綱領」「行動規準」及び「企業倫理ヘルプライン」は、当社グループ全体を対象とし、その周知徹底を図る。
 - 2) 主要な子会社に監査室を設置し業務の適正化を図るとともに、当社の監査室は当社グループ全体を視野に入れた内部監査を行う。

II. 内部統制システム構築の基本方針の運用状況の概要

当社グループの業務の適正を確保するため必要な事項について、上記基本方針のとおり運用されております。

【リスク管理体制の整備】

当社では、代表執行役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会にて、子会社を含む企業集団として、グループ全体のリスク管理の基本方針及び事業を取巻く様々なリスクに対して的確な管理を行うことを「リスク管理規程」において定めており、その基本方針及び管理体制に基づき、リスクの未然防止を図っております。

【法令等の遵守】

当社は、「経営理念」「日東紡宣言」「日東紡行動綱領」「行動規準」の周知徹底、テーマ別の教育・研修の実施、内部通報制度である「企業倫理ヘルプライン」の運用を通じ、健全な企業風土の醸成と役職員のコンプライアンス意識の向上を図っております。

【取締役会】

当社の取締役会は、指名・監査・報酬の各委員を構成する取締役の選定、執行役の選任と執行役に対する業務委嘱、中期経営計画や年度予算などの経営の基本方針に影響を与える業務に関する事項の承認等を通して、業務執行の監督機能を担っております。なお、当事業年度においては、取締役会を12回開催しております。

【業務の執行】

取締役から委任された業務執行に関する事項を審議する機関として執行会議を設け、毎月2回程度開催して効率的な業務執行に努めています。

【内部監査】

当社では、他部署から独立した監査組織として8名(うち1名は監査委員会事務局と兼務)で構成する監査室を設置しており、当社グループ全体の業務監査のみならずコンプライアンス監査等の機能を担った監査を行っております。その結果を、代表執行役社長と監査委員会に定期的に報告する体制を整えております。

【監査委員会による監査】

監査委員会の職務の執行のため必要な監査方針、監査計画の策定に関する事項等を決定しております。監査委員会は取締役会に定期的に監査の状況を報告しております。監査委員と監査室は定期的に監査報告会を設け監査計画・監査実施状況及びその結果などについて協議を行っております。また、会計監査人とは、それぞれの監査業務で得た情報を交換し連携するために定期的な会合を設けております。なお、当事業年度においては、監査委員会を9回開催しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社を支えるステークホルダーとの良好な関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。もとより、上場会社である当社の株式は、株主又は投資家の皆様に自由に取引されるものであり、当社経営の支配権の移転を伴うような大量買付がなされる場合であっても、これが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限りにおいて、当社は、これを一概に否定するものではありません。また、当社は、株式の大量買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきであると考えております。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、1)長年培われた技術資産や人的資産の流出を防ぎ、そのような技術資産や人的資産を中長期的視野で保護育成すること、2)顧客とのネットワークと当社の有するブランド力を維持・強化していくこと等に重点を置いた経営が必要不可欠であります。

外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記に加え、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、多岐にわたる事業分野やグループ企業間の有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者を、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、不適切な大量買付に対して、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組みについて

(ア) 当社の企業理念

当社グループは、『日東紡グループは、「健康・快適な生活文化を創造する」企業集団として社会的存在価値を高め、豊かな社会の実現に貢献し続けます。』との経営理念に基づいて、時代の要請に即応し、社会の役に立つ新しい価値を創造し提供し続けることで、すべてのステークホルダーの皆様から信頼され、「日東紡でよかった」と思われる企業グループを目指して経営・事業活動に取り組んでいます。

また当社グループは、経営理念をもとにして、会社の価値観を分かりやすい文章で表現した「日東紡宣言」を策定しています。社員一人ひとりが、この「日東紡宣言」を常に意識しながら、自ら考え、行動できるように努めております。

「日東紡宣言」

- ・日東紡グループは社会の「ベストパートナー」を目指します。
- ・私たちは、お客様の求めるものを絶えず追究し、お客様に「安心と信頼」を誠実にお届けすることを喜びとします。また、企業活動を通じ株主・投資家・行政・地域社会等すべてのステークホルダー（社会）と共に喜びを分かち合うことを大切にします。
- ・私たちは自立した一人ひとりの社員の可能性を尊び、自由闊達にアイデアを出し合いながらチームワークにより力を発揮する企業集団を目指します。
- ・私たち企業グループは社員の成長が会社の成長であることを信じ、社員に成長と自己実現の機会を提供します。社員はまず第一に良き市民であり、深く考え、広く見渡し、果敢に行動します。そして粘り強くやり遂げます。

(イ) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上への取組み

当社グループは、大正12年（1923年）に繊維メーカーとして創立して以来、永年にわたって技術、知識を蓄積・継承し、時代の変化をチャンスとして、その都度旺盛なパイオニア精神を発揮しながら、グラスファイバー事業、環境・ヘルス事業などに、幅広い事業基盤を築いてまいりました。

また海外展開においても、新規顧客の獲得や事業拠点の設立など、グローバルな活動を続けています。

さらに当社は、地球環境を継承し、持続的発展に貢献していくことを基本理念に盛り込んだ「日東紡環境憲章」を制定し、すべての事業活動において環境に配慮した製品・サービスを提供することで、環境保全にも努めております。

(ウ) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤となる仕組み（コーポレート・ガバナンスの強化）

当社グループは、経営の透明性向上と法令遵守の徹底により企業価値を高めることがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識し、環境の変化に迅速に対応できる内部統制システムを構築しております。

当社グループの「経営理念」、社会から信頼される企業であるための共通の価値観である「日東紡宣言」、そして行動指針である「日東紡行動綱領」「行動規準」について、経営トップが、率先垂範とグループ役職員への周知徹底を図っております。

また、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスクの未然防止を図るとともに、万が一、不測の事態が発生した場合には、損害の最小化を図る体制の整備も行っております。

具体的には以下の事項に取り組んでおります。

A) 平成26年6月26日の定時株主総会における承認を受けて指名委員会等設置会社に移行いたしました。指名委員会等設置会社に移行することで、監督と執行の分離を一段と明確にし、「監督機能強化・透明性の高い経営」と、「事業の迅速な執行・経営の機動性向上」を図ります。また、顧客、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの期待に、よりの確にこたえる体制を構築し、さらなる企業価値向上を図ります。

また、会社法第332条第6項に従い、取締役の任期は1年です。

B) 取締役8名のうち4名を社外取締役としており、業務執行機関に対する取締役会の監督機能をより強化する体制を確立しております。

C) 法令に則り、指名・監査・報酬の委員会を設置し、各委員会のメンバーの過半数は社外取締役であり、またすべての委員会の委員長は社外取締役になっています。透明性の高い公正な経営監視体制を確立しております。

D) 取締役の解任要件を、会社法の原則（会社法第339条第1項、第341条）に従い普通決議にしております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式の大量買付が行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために、積極的な情報開示に努めるとともに、その時点において適切な対応をしております。

(4) 当社の取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記(2)及び(3)で述べた取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、上記(1)の会社の支配に関する基本方針及び株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	67,660	流 動 負 債	28,946
現金及び預金	18,229	支払手形及び買掛金	7,806
受取手形及び売掛金	24,077	短期借入金	4,827
商品及び製品	4,912	1年内返済予定の長期借入金	6,747
仕掛品	3,129	リース債務	594
原材料及び貯蔵品	13,323	未払法人税等	1,633
繰延税金資産	1,784	賞与引当金	1,284
その他	2,209	その他	6,051
貸倒引当金	△6	固 定 負 債	32,954
固 定 資 産	72,521	長期借入金	11,667
有 形 固 定 資 産	42,053	リース債務	3,522
建物及び構築物	12,156	修繕引当金	5,438
機械装置及び運搬具	8,697	退職給付に係る負債	11,051
土地	16,847	その他	1,275
リース資産	3,558	負 債 合 計	61,901
その他	793	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,687	株 主 資 本	73,292
投 資 そ の 他 の 資 産	28,780	資本金	19,699
投資有価証券	25,443	資本剰余金	19,037
退職給付に係る資産	240	利益剰余金	36,313
繰延税金資産	1,865	自己株式	△1,757
その他	1,267	その他の包括利益累計額	4,097
貸倒引当金	△36	その他有価証券評価差額金	5,382
		為替換算調整勘定	935
		退職給付に係る調整累計額	△2,220
		非 支 配 株 主 持 分	890
資 産 合 計	140,182	純 資 産 合 計	78,281
		負 債 純 資 産 合 計	140,182

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高		83,324
売上	価		53,380
販売費及び一般管理費	益		29,943
営業外収益	費		18,795
受取利息及び配当	益		11,148
営業外費用	金	513	
支為そ経	他	398	912
特別利益	用	317	
固定資産売却	息	13	
固定資産処分	損	334	665
減損	益		11,396
税金等調整前当期純利益	益	12	12
法人税、住民税及び事業税	失	206	
法人税等調整額	損	795	1,001
当期純利益	失		10,406
非支配株主に帰属する当期純利益	益	2,586	
親会社株主に帰属する当期純利益	税	296	2,882
	額		7,524
	益		44
	益		7,479

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	19,699	23,107	35,495	△8,954	69,347
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,792		△1,792
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			7,479		7,479
自 己 株 式 の 取 得				△1,742	△1,742
自 己 株 式 の 消 却		△4,070	△4,869	8,939	-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△4,070	817	7,197	3,944
当 期 末 残 高	19,699	19,037	36,313	△1,757	73,292

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	6,177	1,315	△2,241	5,251	856	75,455
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,792
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						7,479
自 己 株 式 の 取 得						△1,742
自 己 株 式 の 消 却						-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△795	△379	21	△1,153	34	△1,119
当 期 変 動 額 合 計	△795	△379	21	△1,153	34	2,825
当 期 末 残 高	5,382	935	△2,220	4,097	890	78,281

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	48,876	流 動 負 債	29,856
現金及び預金	13,786	支払手形	152
受取手形	1,617	買掛金	6,741
売掛金	13,839	短期借入金	840
商品及び製品	3,246	1年内返済予定の長期借入金	6,547
仕掛品	1,383	リース債務	314
原材料及び貯蔵品	9,108	未払金	1,789
繰延税金資産	877	未払費用	1,118
未収入金	2,965	未払法人税等	971
その他	2,051	預り金	10,761
固 定 資 産	63,585	賞与引当金	592
有 形 固 定 資 産	24,112	その他の	27
建物	6,285	固 定 負 債	22,340
構築物	835	長期借入金	11,417
機械及び装置	1,257	リース債務	1,649
工具、器具及び備品	201	退職給付引当金	5,757
土地	13,724	修繕引当金	1,662
リース資産	1,763	資産除去債務	607
その他	44	その他の	1,247
無 形 固 定 資 産	1,434	負 債 合 計	52,196
地上権	957	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	430	株 主 資 本	54,918
その他	47	資 本 金	19,699
投 資 そ の 他 の 資 産	38,037	資 本 剰 余 金	19,029
投資有価証券	25,071	資 本 準 備 金	19,029
関係会社株式	10,080	利 益 剰 余 金	17,947
関係会社出資金	1,872	その他利益剰余金	17,947
その他の	1,028	固定資産圧縮積立金	2,473
貸倒引当金	△14	別 途 積 立 金	3,000
		繰越利益剰余金	12,474
		自 己 株 式	△1,757
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,346
		その他有価証券評価差額金	5,346
		純 資 産 合 計	60,264
資 産 合 計	112,461	負 債 純 資 産 合 計	112,461

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		54,086
売上原価		42,431
売上総利益		11,654
販売費及び一般管理費		9,104
営業利益		2,550
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,410	
電力販売収益	598	
その他	709	5,719
営業外費用		
支払利息	224	
為替差損	48	
電力販売費用	568	
その他	583	1,424
経常利益		6,844
特別損失		
固定資産処分損	173	
減損損	522	
関係会社株式評価損	405	1,100
税引前当期純利益		5,743
法人税、住民税及び事業税	60	
法人税等調整額	551	612
当期純利益		5,130

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金				利益剰余金				自 己 式 株主資本 計	株主資本 計
		資本 準備金	その他資本剰余金		資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計		
			資本準備金 減少差益	自己株式 処分差益		固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	19,699	19,029	4,025	45	23,099	2,546	3,000	13,932	19,479	△8,954	53,323
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当								△1,792	△1,792		△1,792
実効税率変更に伴う 積立金の増加						0		△0	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩						△73		73	-		-
当 期 純 利 益								5,130	5,130		5,130
自己株式の取得										△1,742	△1,742
自己株式の消却			△4,025	△45	△4,070			△4,869	△4,869	8,939	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△4,025	△45	△4,070	△73	-	△1,458	△1,531	7,197	1,595
当 期 末 残 高	19,699	19,029	-	-	19,029	2,473	3,000	12,474	17,947	△1,757	54,918

	評価・換算差額等		純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	6,158	6,158	59,481
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,792
実効税率変更に伴う 積立金の増加			-
固定資産圧縮積立金の取崩			-
当 期 純 利 益			5,130
自己株式の取得			△1,742
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△812	△812	△812
当 期 変 動 額 合 計	△812	△812	783
当 期 末 残 高	5,346	5,346	60,264

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

日東紡績株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石山 健太郎[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東紡績株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東紡績株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

日東紡績株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次^印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石山 健太郎^印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東紡績株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第156期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。
事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

日東紡績株式会社 監査委員会

監査委員 尾内正道 ⑩

監査委員 香田忠維 ⑩

監査委員(常勤) 西坂豊志 ⑩

(注) 監査委員尾内正道及び香田忠維は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

(福島県福島市栄町5丁目1番)
ホテル辰巳屋



【交通のご案内】

JR福島駅東口より 徒歩2分

○駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。